

日刊 (日曜日、土曜日、休日休刊)

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 市街地再開発組合の解散認可……………
- ………(都市整備局市街地整備部再開発課)……………一
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………(環境局環境改善部化学物質対策課)……………一
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除……………(同)……………二
- 都道の区域変更……………(建設局道路管理部路政課)……………三
- 規則(教)
- 東京都立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則……………五
- 公告
- 開発行為に関する工事完了……………
- ………(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課)……………五
- 大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要……………
- ………(産業労働局商工部地域産業振興課)……………五
- 正誤
- 令和二年五月二十日付東京都公告……………五

告示

●東京都告示第八百二十二号

都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第四十五条第四項の規定に基づき六本木三丁目東地区市街地再開発組合の解散を認可したので、同条第六項の規定により告示する。

令和二年六月九日

東京都知事 小池 百合子

●東京都告示第八百二十三号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和二年六月九日

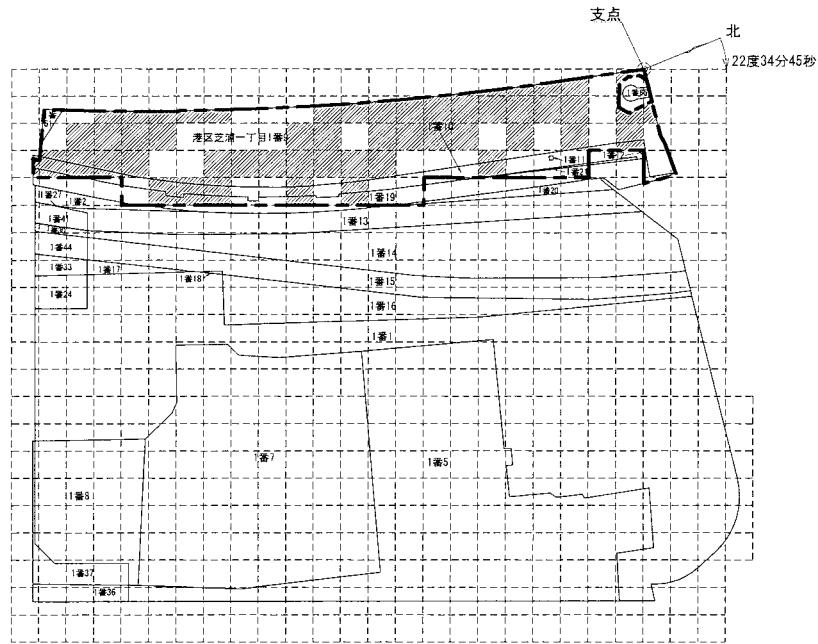
東京都知事 小池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(港区芝浦一丁目地内)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物、砒素及びその化合物並びにほう素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



【凡例】

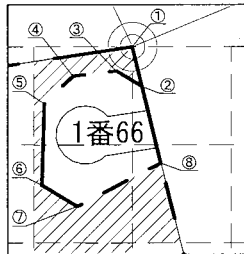
- : 単位区画
- : 筆境界
- - - : 調査対象地
- ▨ : 形質変更時要届出区域

【支点】

支点は、港区芝浦一丁目1番9の最北端とする。

【格子の回転角度(22度34分45秒)】

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。



	X	Y	備考
①	0	0	支点
②	4.11	-0.63	
③	1.68	-2.40	
④	0.42	-6.68	
⑤	1.91	-10.43	
⑥	9.51	-13.87	
⑦	12.88	-11.41	
⑧	12.05	-1.85	

※座標値は、港区芝浦一丁目1番9の最北端を(X,Y)=(0,0)とし、東西方向をX、南北方向をYとした任意座標である。

●東京都告示第八百二十四号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第二項の規定により、平成二十八年東京都告示第七百九十六号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和二年六月九日

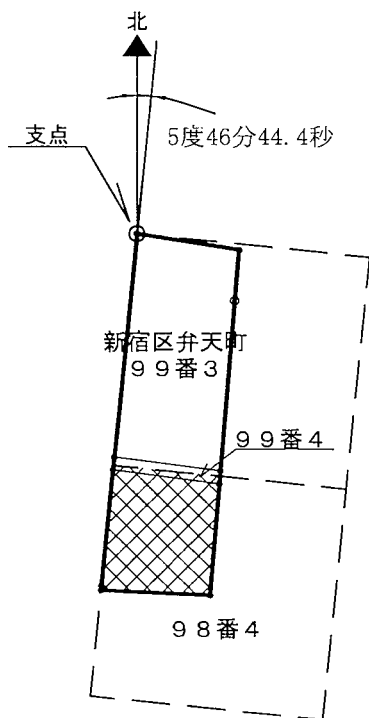
東京都知事 小 池 百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり(新宿区弁天町地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去





別 図



格子の回転角度
5度46分44.4秒

支点
新宿区弁天町99番3の
最北端とする

凡 例

-  : 単性格子
-  : 筆境界
-  : 敷地境界
-  : 指定を解除する区域

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第八百二十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和二年六月九日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

令和二年六月九日

東京都知事 小 池 百合子

一 路線名 八丈循環

二 変更の区間 八丈島八丈町末吉二千六百九十六番一地从先から同所二千六百五十三番二地先まで

三 変更の概要 別図表示のとおり

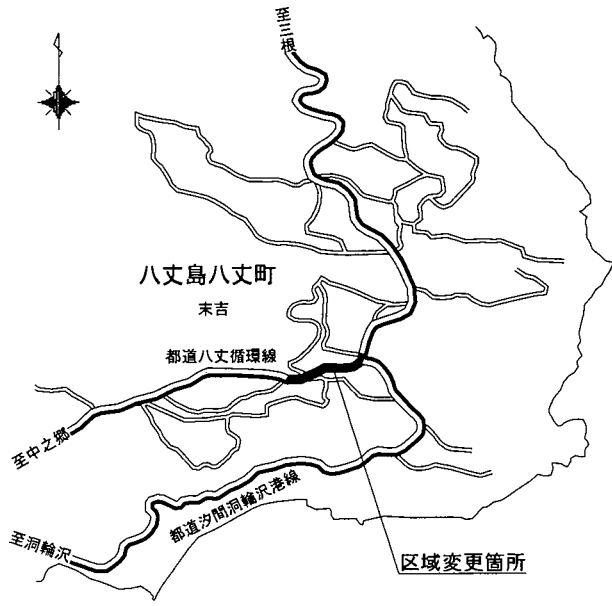
別図

都道八丈循環線区域変更略図

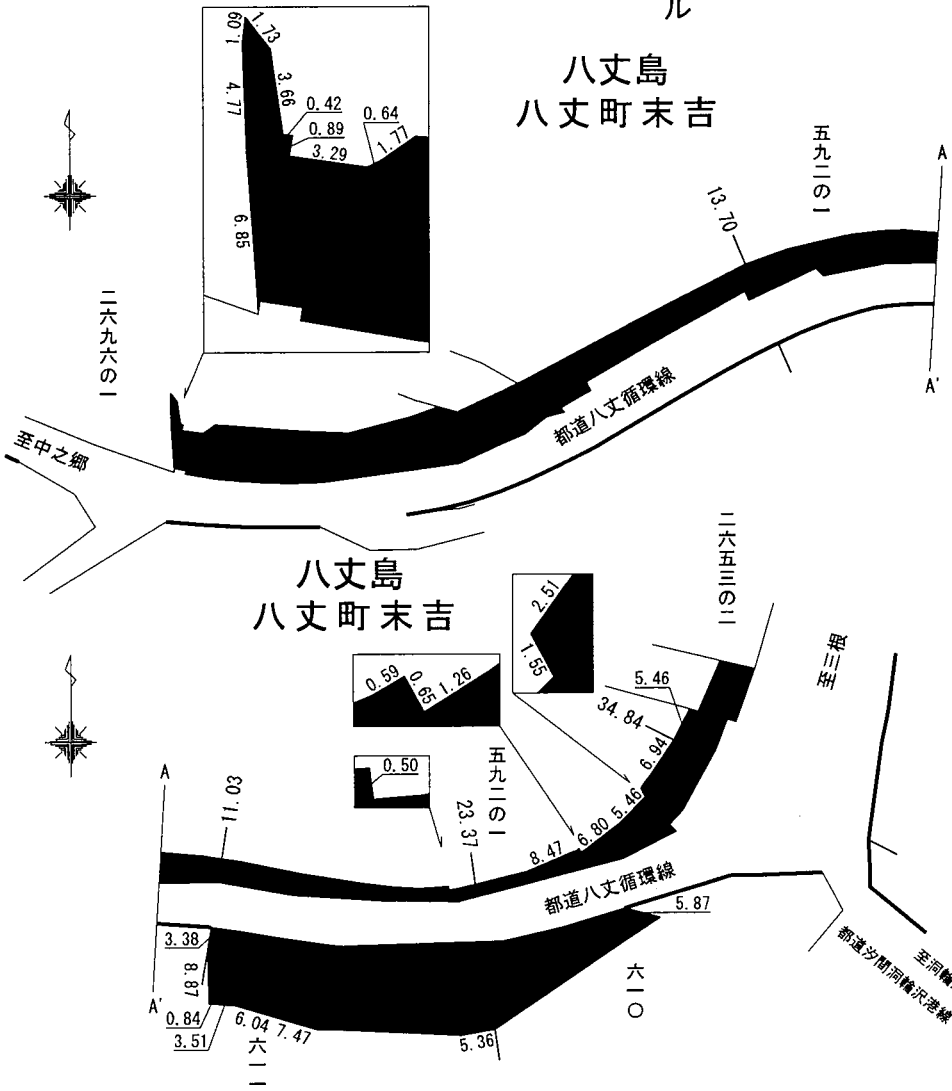
八丈島八丈町末吉地内

- 都道
- 町道
- 編入区域

延長 二四六・八メートル
面積 二、一一二・一〇平方メートル



八丈島 八丈町末吉



規則(教)

東京都立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和二年六月九日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第十九号

東京都立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

東京都立学校の管理運営に関する規則(昭和三十五年東京都教育委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。付則に次の二項を加える。

7 令和二年度における第四条第一項(第二十七条の四、第二十七条の六第一項及び第三十八条第一項において準用する場合を含む。)並びに第五条第一項第一号及び第二号(第二十七条の四及び第二十七条の六第一項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、第四条第一項中「四月一日から八月三十一日まで」とあるのは「四月一日から八月二十三日まで」と、「九月一日から十二月三十一日まで」とあるのは「八月二十四日から十二月三十一日まで」と、第五条第一項第一号中「七月二十一日から八月三十一日まで」とあるのは「八月八日から八月二十三日まで」と、同項第二号中「十二月二十六日から一月七日まで」とあるのは「十二月二十六日から一月三日まで」とする。

8 令和二年度に限り、第三十八条第一項の規定にかかわらず、特別支援学校の夏季休業日は八月一日から八月二十三日まで、冬季休業日は十二月二十六日から一月五日

までとする。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

公 告

開発行為に関する工事の完了について
都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和二年六月九日

東京都多摩建築指導事務所長

浅井 勉

開発区域又は工区に含まれる地域の名称
許可を受けた者の住所及び氏名

東久留米市神宝町二丁目二百六十五番三、同番三地先並びに二百七十二番一及び二百七十三番から二百七十五番までの各一部並びに三百四番一から同番三まで
岡野 進

小平市上水本町三丁目千六百三十五番十三及び同番十六
東大和市向原六丁目九百三十八番の二明恵ビル一階
株式会社住健ブランニング
代表取締役 中澤 清

小金井市緑町四丁目三千三番三十一番十一号
武蔵野市吉祥寺本町一丁目アグレ都市デザイン株式会社
代表取締役 大林 竜一

清瀬市中里三丁目千九十五番一
埼玉県所沢市小手指町一丁目一番地四
株式会社住協
代表取締役 安永 久人

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により大規模小売店舗の届出の公告に係る意見を聴取したため、同条第三項の規定により次のとおり意見の概要を公告し、当該意見を縦覧に供する。

令和二年六月九日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 店舗名 ビックカメラ池袋東口総合館
- 二 店舗所在地 豊島区東池袋一丁目十一番七号
- 三 設置者名 株式会社ビックカメラ
- 四 意見
- ア 聴取者 豊島区長
- イ 概要 意見なし
- ウ 収受日 令和二年五月二十五日
- 五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)
- 六 縦覧期間 令和二年六月九日から同年七月九日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。
- 七 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

正 誤

○令和二年五月二十日付東京都公告

ページ一段一行一 誤 一 正
三下 八 日野市役所本庁 日野市選挙管理
舎五階五〇一会 委員会事務局

後から
五

議室

日野市神明一丁目十二番地の一

日野市神明一丁目十二番地の一
日野市役所本庁舎五階

発行

東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一號
電話 〇三(五三三二)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月 三〇円
六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七號
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001

